

令和4年第4回八雲町議会定例会会議録（第1号）

令和4年12月8日

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員会委員長報告
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 議案第 5 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 [議案第 3 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
議案第 4 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 9 号 令和4年度八雲町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 8 議案第10号 令和4年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第11号 令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 一般質問

○出席議員（14名）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1番 赤井睦美君 | 2番 佐藤智子君 |
| 3番 横田喜世志君 | 4番 大久保建一君 |
| 5番 関口正博君 | 6番 宮本雅晴君 |
| 7番 倉地清子君 | 8番 三澤公雄君 |
| 9番 牧野仁君 | 10番 安藤辰行君 |
| 11番 斎藤實君 | 12番 能登谷正人君 |
| 副議長 13番 黒島竹満君 | 議長 14番 千葉隆君 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	岩 村 克 詔 君	副 町 長	成 田 耕 治 君
総務課長	竹 内 友 身 君	政策推進課長	川 口 拓 也 君
併選挙管理委員会事務局長			
会計管理者	阿 部 雄 一 君	財務課長	川 崎 芳 則 君
兼会計課長			
保健福祉課長	戸 田 淳 君	住民生活課長	石 黒 陽 子 君
建設課長	藤 田 好 彦 君	環境水道課長	佐 藤 英 彦 君
兼公園緑地推進室長			
水産課長	田 村 春 夫 君	商工観光労政課長	井 口 貴 光 君
兼サーモン推進室参事		兼サーモン推進室参事	
落部支所長	佐 藤 尚 君	サーモン推進室長	田 村 敏 哉 君
教育長	土 井 寿 彦 君	学校教育課長	三 坂 亮 司 君
		学校給食センター長	
		社会教育課長	
学校教育課参事	小 林 卓 也 君	兼図書館長	佐 藤 真 理 子 君
		郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体育課長	伊 藤 勝 君	農業委員会会長	日 野 昭 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
総合病院医事課長	加 藤 貴 久 君	総合病院庶務課長	長 谷 川 信 義 君
		総合病院地域医療連携課長	
消 防 長	大 淵 聡 君	兼総合病院庶務課参事	佐々木 裕 一 君
八雲消防署長	堤 口 信 君	八雲消防署庶務課長	今 村 幸 一 君
八雲消防署警防救急課長	河 井 治 彦 君	八雲消防署予防課長	中 野 智 君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長		住民サービス課長	北 川 正 敏 君
兼地域振興課長	野 口 義 人 君		
併熊石教育事務所長			
産 業 課 長	吉 田 一 久 君	熊石消防署長	藤 村 勉 君
兼サーモン推進室参事			

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	併議会事務局次長	成 田 真 介 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	菊 地 歩 夢 君		
併監査委員事務局監査係			

[開議 午前10時00分]

◎ 開会・開議宣告

○議長(千葉 隆君) 本日をもって、第4回定例会が招集されました。出席、ご苦労様です。ただいまの出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。これより、令和4年12月8日招集、八雲町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

◎ 諸般の報告

○議長(千葉 隆君) 日程に入る前に、議長より諸般の報告をいたします。

議長の日程行動関係であります。11月9日から11日まで、東京都及び愛知県において、町村議会議長全国大会及び渡島町村議会議長会行政視察が開催され、出席してまいりました。

次に監査委員から、9月分、10月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。

報告書の提出通知は、お手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては、事務局に保管してあります関係書類を、必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

次に、議会広報編集のため、議会事務局職員による議場内の写真撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 議会運営委員会委員長報告

○議長(千葉 隆君) 日程第1、議会運営委員会委員長報告。

本定例会の運営について、12月5日、議会運営委員会が開催され、協議されておりますので、議会運営委員会委員長から報告をしていただきます。

○議会運営委員会委員長(三澤公雄君) 議長、三澤。

○議長(千葉 隆君) 三澤委員長。

○議会運営委員会委員長(三澤公雄君) 議会運営委員会委員長として、ご報告いたします。

本日をもって招集されました、第4回定例会の運営について、去る12月5日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

以下、その結果をご報告いたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

本定例会に、町長より提出されている案件は、既に配付されております議案12件ですが、会期中に議案2件が追加提出される予定です。

また、議会運営委員会より条例改正1件、閉会中の継続調査申出書のほか、航空自衛隊八雲分屯基地有効活用及び周辺整備事業推進特別委員会調査報告書、議員発議による意見書案7件が提出される予定であります。

一般質問は、6名から通告があり、発言の順序は抽選により決定しております。

以上、申し上げました内容を踏まえ、検討の結果、既に配付した議事等進行予定表のとおり運営することとし、会期を12月13日までの6日間といたしました。

以上が、議会運営委員会における議事運営等に関する決定事項であります。

なお、議事等進行予定表にありますとおり、会期中に各常任委員会等の会議も予定されておりますので、精力的に進行され、予定どおり運営されるよう、議員各位及び町理事者のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

◎ 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長(千葉 隆君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に宮本雅晴君と斎藤實君を指名いたします。

◎ 日程第3 会期の決定

○議長(千葉 隆君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日より12月13日までの6日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12月13日までの6日間と決定いたしました。

◎ 諸般の報告

○議長(千葉 隆君) これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(三澤 聡君) ご報告いたします。

一般質問につきましては、6名から通告がなされておりますが、その要旨等は、既に配付しております表により、ご了知願いたいと存じます。

また、議会運営委員会から条例改正1件が提出されております。

次に、本定例会の議案等の審議に当たり、議案等説明のため、あらかじめ、町長、教育委員会教育長、選挙管理委員会委員長、農業委員会会長、監査委員及びそれぞれ委任又は囑託を受けた説明員の出席を求めています。

また、事前配付しております「議案書」の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

◎ 日程第4 議案第5号

○議長(千葉 隆君) 日程第4、議案第5号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 議案第5号、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書37ページをお願いいたします。このたびの改正は、令和4年の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行うものであり、一般職員の給料及び勤勉手当について改正しようとするものであります。

給料については、民間の初任給の動向を踏まえ、大卒初任給を3千円、高卒初任給を4千円引き上げるとともに、若年層に一定の改善が及ぶ号俸の改定となっており、行政職給料表及び医療職給料表（二）に定める給料月額を、平均0.3%引き上げるものであります。

また、手当については、民間の支給状況等を踏まえ、期末・勤勉手当を合わせた年間の支給月数を4.3月分から4.4月分に引き上げ、その引き上げ分を勤勉手当に配分するものであります。

それでは、条例改正の内容につきまして、ご説明申し上げます。

第1条、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正については、令和4年度中に適用する内容で、第17条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当を0.1月分引き上げるもので、現行100分の95から100分の105に改めるものであります。

また、同項第2号の改正は、再任用職員の勤勉手当について、0.05月分引き上げるもので、100分の45から100分の50に改めるものであります。

なお、45ページの附則第1条第2項により、この改正については、令和4年12月1日から適用するものであります。

次に、37ページ下段の別表第1、行政職給料表及び40ページ下段の別表第2、医療職給料表（二）の改正は、それぞれの給料表で定めている給料月額を改めるものであり、この改正については、附則第1条第2項により、令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、第1条の改正については、遡及適用させるため、附則第2条で、改正前の給料表で支給していた給料及び勤勉手当は、改正後の内払いとみなすことを規定しております。

続きまして44ページを、お願いいたします。第2条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正は、第1条の改正内容をさらに改正しようとするもので、令和5年度における改正内容であります。

第17条第2項第1号の改正は、再任用職員以外の職員の勤勉手当の支給率を100分の105から100分の100に、また、同項第2号の改正は再任用職員の支給率を100分の50から100分の47.5に改めるもので、いずれも、令和5年6月期と12月期の支給率を均等にするための改正であります。

なお、第2条の改正は、附則第1条で令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、議案第5号の提案説明とさせていただきますので、よろしくご説明申し上げます。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(千葉 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第3号議案第4号

○議長(千葉 隆君) 日程第5、議案第3号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第4号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がございますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長(竹内友身君) 議長、総務課長。

○議長(千葉 隆君) 総務課長。

○総務課長(竹内友身君) それでは議案第3号及び議案第4号については関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書33ページになります。はじめに、議案第3号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第1条の一部改正条例における、第2条第3項の期末手当の改正は、一般職員の条例との読替規定により、現行100分の215を0.1月分引き上げ、100分の225に改めるものであります。

次に、第2条の一部改正条例における第2条第3項の改正は、一般職員の一部改正条例と同様に、令和5年度から、0.1月の引き上げ分を6月期と12月期の支給率を均等にするため、100分の225を、100分の220に改めるものであります。

附則として、第2条の一部改正条例による期末手当の改正については、令和5年4月1日から施行するものであります。また、第1条の一部改正条例による期末手当の改正は、令和4年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月期の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

次に、35ページの議案第4号でございます。八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、ただ今申し上げました改正内容と同様でありますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第3号及び議案第4号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第6 発委第1号

○議長（千葉 隆君） 日程第6、発委第1号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○議会運営委員会委員長（三澤公雄君） 発委第1号、八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました、町長等の期末手当の支給率の改正と同様に、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月、12月ともに2.15月分で、年間で4.3月分となっておりますが、0.1月分引き上げ、年間で4.4月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。第1条の条例、第4条第2項は、期末手当の規定であります。本年12月に支給する期末手当は、現行100分の215を0.1月分引き上げ、100分の225に改正するものでございます。

次に第2条の条例、第4条第2項は、町長等の改正内容と同様に、第1条で12月に引き上げた0.1月分を、来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月、12月ともに100分の220に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合の変更につきましては、令和5年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は、令和4年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第7 議案第9号

○議長（千葉 隆君） 日程第7、議案第9号 令和4年度八雲町一般会計補正予算第8号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（千葉 隆君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第9号、令和4年度八雲町一般会計補正予算第8号についてご説明いたします。議案書51ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び地方債の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに15億2,369万円を追加し、歳入歳出予算の総額を170億2,805万9千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書61ページをお願いいたします。

1款1項1目議会費41万2千円は、人事院勧告に伴う町長等の給与に準拠し、議員の期末手当の支給率を4.3月から4.4月へ0.1月、改定することに伴う追加であります。

2款総務費、1項総務管理費、12目地域振興対策費12億6,996万4千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業であります。

本事業については、本年度当初予算の寄附金総額を12億円と見込み計上しておりますが、11月末現在の寄附金額は、8億244万3,803円となり、過去の実績を勘案すると当初予算額を上回る見込みであるため、予算の追加をしようとするものであります。

追加にあたっては、これまでの実績と今後の見込みは、過去の実績などを考慮し、寄附金件数・総額をそれぞれ、10万7,504件の20億66万4千円と推計し、その増額に合わせた予算とするもので、24節積立金に8億66万4千円、7節報償費に返礼品2億4,020万円のほか、各節説明欄記載のとおり、事務経費の追加をしようとするものであります。

3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費47万2千円の追加は、介護保険事業特

別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

2 項児童福祉費、2 目児童措置費 91 万 2 千円は、国の制度に基づき、本年 10 月以降においても放課後児童支援員等の処遇改善について、同様の措置を行うこととなり、放課後児童クラブ等に従事する支援員などを対象に月額 9 千円相当を引き上げる処遇改善を図るため、放課後児童健全育成事業補助金を追加しようとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、10 目国民健康保険事業費 495 万 5 千円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

議案書 63 ページをお願いします。6 款農林水産業費、3 項水産業費、2 目水産業振興費 1,240 万円は、八雲町漁業協同組合が事業主体となり、荷受け作業の効率化を図るため、使用する P P ボックス保管倉庫へ積み下ろしが可能なクレーンを設置しようと、北海道の地域づくり総合交付金を申請していたところ、330 万円が認められたほか、近年の海洋環境の変化によるホタテ養殖籠 付着物の除去作業の軽減と効率化を図るため、鉛川地区の籠洗い施設に洗浄機器を更新しようとするもので、同じく 410 万円が認められたところでありませ

す。また、落部漁業協同組合においては、藻場再生の取組みとして、食害生物であるウニを適正駆除し、落部漁港内での給餌養殖による付加価値を図り、藻場再生に向けた持続可能な体制を構築するため、ウニ養殖用生簀の改良と生簀 36 基の購入に対し、北海道の地域づくり総合交付金 500 万円が認められたことから、漁業振興設備等整備事業補助金 1,240 万円を追加しようとするものであります。

4 目漁業構造改善事業費 2,427 万 3 千円は、サーモン種苗生産施設整備事業において、サーモン種苗生産施設改修事業における提携企業との協議状況や施設増設に伴う新たな水利権確保の調査などを踏まえ、本年度の事業着手は困難と判断したため、改修事業に係る実施設計業務委託料 3,564 万円を減額しようとするほか、八雲町漁業協同組合においては、令和 2 年度からの事業として、漁業者の高齢化や作業従事者の確保が困難など、厳しい漁業経営の状況からホタテガイ耳吊り作業の軽減と安定的な漁業活動の推進を図るため、全自動ほたて耳吊機 19 台を整備しようとするもので、事業費 9,196 万円に対するアイヌ農林漁業対策事業補助金 5,991 万 3 千円を追加しようとするものであります。

また、熊石地域サーモン養殖試験事業に要する財源として、当初予算において、企業版ふるさと納税寄附金を充てておりましたが、北海道の地域づくり総合交付金 740 万円が認められたことから只今申し上げました 740 万円の企業版ふるさと納税寄附金をサーモン種苗生産事業へ充当する財源内訳の変更であります。

8 款土木費、2 項道路橋りょう費、5 目橋りょう維持費 1 億 1,700 万円は、先の 8 月 15 日から 16 日にかけて降り続いた大雨により、鉛川地区建岩橋の橋脚部分が洗堀による被害を受け、車輛の通行が不能となったことから、国の道路橋長寿命化修繕事業により、本年度から 2 か年計画で橋りょうを撤去しようとするもので、本年度は、不安定箇所解体に係る工事請負費を追加しようとするものであります。

11 款災害復旧費、1 項公共土木施設災害復旧費、2 目現年度災害復旧費 9,220 万円は、先の 8 月 15 日から 16 日にかけて降り続いた大雨により、被災を受けた公共土木施設において、国の災害復旧事業の適用を要望し、復旧工事を施工しようとするもので、工事の概要は、河川のペンケルベシベ川 2 箇所及び鉛川 1 箇所の護岸決壊の復旧であり、工事請負費を追加しようとするものであります。

なお、熊石地区のサーモン種苗生産施設排水工保護護岸の流失に係る災害復旧については、隣接の北海道が管理する被災箇所が令和 5 年度の施工計画であることから、復旧工事の施工時期をあわせ、令和 5 年度当初予算に過年度災害復旧費として計上予定であります。

13 款諸支出金、1 項諸費、2 目還付金及び返納金 110 万 2 千円は、令和 3 年度の子育て世帯臨時特別給付金給付事業に係る国からの補助金について、この程、清算手続きにより、返還が確定したことから、追加し、返還しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、15 億 2,369 万円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書 57 ページをお願いいたします。11 款 1 項 1 目地方交付税 1 億 9,607 万 6 千円の追加は、普通交付税 6,430 万円及び特別交付税 1 億 3,177 万 6 千円で、歳出に対応した計上であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金 71 万 1 千円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金であります。

3 目災害復旧費国庫負担金 7,376 万円の追加は、1 節公共土木施設災害復旧費負担金で、歳出でご説明しました災害復旧事業に対する国の負担金であり、対象事業費の 8 割相当の額であります。

2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金 30 万 4 千円の追加は、放課後児童支援員等の処遇改善に係る子ども・子育て支援交付金で補助基準額の 3 分の 1 に相当する額であります。

5 目土木費国庫補助金 7,142 万 8 千円の追加は、橋りょう解体事業に係る道路長寿命化修繕事業交付金で、対象事業費の 61%相当額であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、2 目衛生費道負担金 35 万 5 千円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金であります。

2 項道補助金、2 目民生費道補助金 30 万 4 千円の追加は、国庫補助金と同様に、子ども・子育て支援交付金で補助基準額の 3 分の 1 に相当する額であります。

4 目農林水産業費道補助金 7,971 万 3 千円の追加は、アイヌ農林漁業対策事業に係る国及び道の補助金 5,991 万 3 千円で、国が補助対象経費の 3 分の 2、道は 20 分の 1 に相当する額であります。

また、北海道の地域づくり総合交付金の決定による漁業振興設備等整備事業補助金は、1,980 万円の追加であります。

議案書 59 ページをお願いします。18 款 1 項寄附金、2 目ふるさと応援寄附金 8 億 66 万 4 千円の追加は、ふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、2 目ふるさと応援基金繰入金 3 億 3,628 万円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の「返礼品代」及び「その送料」相当額に要する財源として、

計上しようとするものであります。

22 款 1 項町債、3 目農林水産業債 3,560 万円の減額は、サーモン種苗生産施設整備事業債であります。

8 目臨時財政対策債は、その決定額に合わせ、1,870 万 5 千円の減額であります。9 目災害復旧事業債 1,840 万円の追加は、災害復旧事業費に対応するもので、公共土木施設災害復旧事業債であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の 15 億 2,369 万円の追加であります。

次に地方債の補正であります。議案書 54 ページをお願いします。第 2 表地方債の補正は、変更として、サーモン種苗生産施設整備事業、臨時財政対策債、災害復旧事業であり、地方債の限度額の合計を 4 億 9,140 万円から 4 億 5,549 万 5 千円に変更しようとするものであります。

以上で、議案第 9 号、令和 4 年度八雲町一般会計補正予算第 8 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 10 号

○議長（千葉 隆君） 日程第 8、議案第 10 号 令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議案第 10 号、令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明いたします。

議案書 67 ページをお開き願います。この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 138 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、27 億 275 万 8 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 73 ページをお開き願

います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 63 万 2 千円の追加は、2 節の給料から、4 節の共済費までの人件費分で、職員の会計間異動等によるものであります。次に、2 目、連合会負担金、16 万 5 千円の追加は、令和 4 年度より、未就学児の均等割軽減が導入されたことに伴い、国保事業状況システムの改修に係わる費用であります

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、3 目償還金 58 万 9 千円の追加は、説明欄記載の保険給付費等に係る普通交付金及び新型コロナウイルス感染症対応分として、令和 3 年度分の災害臨時特例補助金分が確定したため、その精算による返還金であります。以上、補正する歳出の合計は、138 万 6 千円であります。

つづいて歳入でございますが、議案書の 71 ページにお戻り願います。1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税は、1 節医療給付費分、2 節後期高齢者支援金分の現年課税分合わせて、142 万 3 千円の減額であります。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和 4 年 4 月 1 日から子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、新たに未就学児の均等割額の軽減が導入されたため、均等割の医療給付費分 100 万円、後期高齢者支援金分 42 万 3 千円を減額しようとするものであります。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金は、16 万 5 千円の追加で、歳出でご説明しました国保事業状況システム改修費について、特別調整交付金として全額補助されるものであります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金は 495 万 5 千円を追加するもので、この内訳は、3 節職員給与費等繰入金 63 万 2 千円の追加は、職員の会計間異動等に伴う一般会計繰入金であり、5 節財政安定化支援事業繰入金 290 万円の追加は、財政安定化支援事業の確定による一般会計繰入金、7 節未就学児均等割保険料繰入金 142 万 3 千円の追加は、未就学児均等割保険料軽減による一般会計繰入金であります。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金 290 万円の減額は、財政安定化支援事業の確定に伴う、財源調整であります。

6 款 1 項 1 目繰越金 58 万 9 千円の追加は、歳出の普通交付金過年度分返還金等へ充当するため、前年度繰越金で対応するものであります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 138 万 6 千円であります。

以上で、議案第 10 号、令和 4 年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第11号

○議長（千葉 隆君） 日程第9、議案第11号 令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第11号、令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号についてご説明いたします。

議案書77ページをお開き願います。このたびの補正は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、保険事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ、47万2千円を追加し、19億8,331万2千円にしようとするもので、令和5年度に策定する、第9期介護保険事業計画に必要なアンケート調査については、令和5年度当初の実施を予定しておりましたが、厚生労働省から策定の前年度に実施するよう示されたことから、今年度中にアンケート調査を実施するために必要な経費を増額するための補正であります。

それでは、事項別明細書により、歳出からご説明いたします。議案書81ページの下段であります。

3款地域支援事業費、2項1目一般介護予防事業費47万2千円の追加は、アンケート調査の実施に係る、印刷用紙や封筒、及び郵送料に係る経費の計上であります。

以上、補正する歳出の合計は、47万2千円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入についてご説明いたします。同じページの上段をご覧ください。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金47万2千円の追加は、歳入でご説明しました、アンケート調査に係る経費について、一般会計から繰入するものであります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の47万2千円の追加であります。

以上で、議案第11号、令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算第2号の説明といたします。よろしく願います。

○議長（千葉 隆君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○2番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（千葉 隆君） 佐藤さん。

○2番（佐藤智子君） このアンケート調査の目的について確認したいと思うんですけれども、詳しくお知らせください。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（千葉 隆君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 今回補正いたしますアンケート調査につきましては、調査の中でも介護予防日常生活圏域ニーズ調査ということで、調査の目的につきましては、要介護状態になる前の高齢者につきまして、要介護状態になる前のリスクや社会参加状況等を把握し、地域の抱える課題の特定や総合事業の評価への活用を目的に実施するもので、国のほうから全国の市町村で項目もある程度定められており実施するというので決めている調査であります。

○議長（千葉 隆君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） 討論なしと認めます。

これよりただちに本案を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。10時55分再開いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

◎ 日程第10 一般質問

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、一般質問を行います。質問は、あらかじめ定められた順により、おのおの45分以内に制限してこれを許します。

それでは、まず三澤公雄君の質問を許します。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） よろしく申し上げます。久々のトップバッターで緊張しています。

まず1問目、お風呂の無い“町営住宅”のこれから。

現在も“お風呂の無い町営住宅”は100軒近くあり、その需要も根強いものがあると思います。しかし、入居後に自己負担で設置した“風呂等”は、退去時に撤去する、ということ

になっていまして、退去者の負担も大きいと思います。なにより私は「もったいない」と強く思っていました。そこで、改善策を提示いたします。

退去時のチェックで、退去後の新しい入居者でも十分に使用に耐えられる「設備」であるならば、「格安」ではありますが、町で買い取りという形にしたらどうでしょうか。

どんなに新しい高価なモノであっても、風呂等はですね、一度使用されたなら市場価格は5千円から数万円らしいです。なので、町の負担は小さいと思います。

しかし、その後は「風呂無し町営住宅」が「風呂有り町営住宅」という物件になる訳だから、需要はさらに高まると思いますし、尚且つ、この制度が認知されたなら、風呂等を新しく設置した入居者も退去時の負担を避けるために「大事に」そして「キレイに」使用されることになろうと私は思います。投資額の小さい施設更新になるのではないのでしょうか。このようなルール改正は、できないものでしょうか。お答えをお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは三澤議員の1つ目の質問にお答えします。

現在、町営住宅の管理戸数は652戸となっており、そのうち327戸については、議員ご指摘のとおり、入居時に自己負担にて風呂釜や給湯設備を設置いただいて、退去時には撤去をお願いしているところです。

議員ご提案の「設備の買い取り」についてですが、地方公共団体における売買契約については、地方自治法において、入札、随意契約、又はせり売りの方法により契約締結するものとされており、公平性・競争性・経済性の確保が求められております。

しかし、この「設備の買い取り」については、特定個人からの財産の買い取りとなるため、公平性・競争性・経済性が確保できないものと考えております。

また、設備の使用状況や経過年数により、購入の可否や購入金額を決定するなど、設備の確認に関して特殊技術や専門的な知識が必要となり、明確な根拠を示すことが難しいことや、買い取り後には町の維持管理設備となるため、設備の修繕や更新を町が負担しなければならず、「設備の買い取り」での初期投資は小さくても、すぐに不具合や故障が発生することとなれば、逆に投資額が増えることなどが懸念されます。

以上のことから、議員ご提案の「設備の買い取り」方式については難しいものと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 今答弁いただきました。確かにこれまでそういうことの解釈だったので、相変わらず風呂無し住宅は風呂無しのまま、そして入居者もルールに基づいて、退去時に自ら出費して撤去していたと、それでこれは風呂無し住宅を建てたときの環境がですね、昭和40年代から建てていたと思いますが、いわゆる銭湯も充実していて、外風呂で十分対応できるって環境があったから、風呂無しの住宅を建てられた。そして時代の変遷とともに、公共浴場も少なくなってきた、内風呂が当たり前の経済環境に日本もなって

きたので、それ以降、風呂有り住宅が普通に建てられてたんですよ。

その環境が変わってきたのに、行政ルールが変わらずに来ましたから、この町長が言った 652 件のうちの 300 件近くが風呂無しのままだという、僕はちょっと調べたときは 100 戸程度だと思っていたので、まだまだ相当あるということですから、これはこれから住宅が整備されるに伴って、随時風呂無しから多分壊していくから、この問題はなくなるというふうに踏んでいるんでしょうけれども、一方で日本のこの社会状況は、経済格差が進み、ましてこの 3 年ばかりのコロナ環境において、非常に家庭における収入の格差が非常に開いている、八雲においても同様だと思いますし、そして単身者におかれましても、かなり給与が伸びてない現状があります。そういった環境ですぐに入れる物件ということで、お風呂無しの住宅を選ぶ状況は、逆に今強まっていると思うんですね、そういったときに何か工夫をしなければと思って、こういう提案をしたんです。

これは自分が、議員活動の中で歩き回って自ら探っていたテーマではございません正直言って。自分も応援している団体ですけれども、二海フローヒューチャー、FFF というシシモさんという団体が、皆さんの困りごとを聞いて、皆で考えましょうという会を催しているんですけれども、その中で持ち込まれた案件で初めて知りました。そして当事者も含めていろいろ協議を重ねた結果、他町ではそういうことをやっているということをはじめて耳にしたので、八雲でもこういった買い取り制度で、いわゆる経済的な格差に関して応援する一助になるのかなと思って提案したわけです。町長の一回目の答弁で、今のルールにはなかなか馴染めないということですが、全く工夫する余地はないですかね、たとえば住宅を長期間借りた物件で、ひどいものになったらごみ屋敷になってるだとか、猫屋敷になってるだとか、いろんな悪い例がありますけれども、そういったときの対応の仕方を逆手に取りまして、風呂を要するに汚してしまったことに対して対応していたことと、いわゆる風呂が付いたということで価値を高めたということをですね、結果的には全く正反対なんですけれども、物件の状況が変わったことに関して、その後にケアしてまた貸し出すということを考えれば、規定の難しい入札ルールだとか、値段決めの新しい考え方が入る余地があるのかなと思うんですけれども、ちょっと漠然とした問いかけですが、もう一個できないものかと、改めて質問いたします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） これ三澤議員の発想は大変私もいいと思っています。ただ、これを町がやるというのは大変難しいと、ルール上だとかまた今入っている方もこれ町が風呂を整備することによって金額が上がったりいろんなものがあるし、今までやっている方もいらっしゃいますので、私は、この風呂釜を入れたり、いろんなことをやっている業者が本当はそういうことをやってくると、大変町も町内の業者、その方がもし町内の業者が何かを設備のグループだとか何か作って、それに対して何かというなら町も相談にのりますけれども、先ほど答弁したとおりですね、この風呂釜もいろんな物も年数もありますし、使う頻度だとかいろんなこと、変な話几帳面な方もいらっしゃるし、また自分で自由に使

って傷み具合がはっきりしていないということと、我々が把握できないというのが一番なので、やっぱりこの専門業者が、本当は民間の方がやってくれたらいいのかなと三澤議員の質問を聞きながら思っていますので、その辺これからの課題としてあるけれども、先ほど答弁したとおり、町がやるとかはちょっと見合わないということでご理解をいただきたいと思います。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） わかりました。もう一度その団体さんに持ち帰りまして、元々この提案もいわゆる民間の方々がまちづくりにどう寄与するかという提案だと思って、その団体で揉んだところですので、さらに民間業者のそういった知見のある方をどう取り組んで、町にとって受け入れやすい提案になるかということ、もう一度持ち帰って検討したいと思います。ありがとうございます。

それでは二問目に移ります。性について幅広く学ぶ必要があるのに、「できていない」現状をどうするか？

これまで二度に渡り「性教育の充実」を訴えてきました。前向きな答弁をいただいていたのですが、ここまでの教育現場を調べても、あまり変化がないように感じています。これは教育現場のスケジュールがタイトで、改善を考える余裕がないからだと思うので、支援策を含めて、来年度のスケジュールが固まる前に再々度、性教育を充実させる大事さを訴えたいと思います。

（1）来年度から「生命の安全教育」が本格的に導入されます。子どもが継続的に、系統的に学ぶためには有意義だと教育長も認めていらっしゃると思いますが、現場ではなかなか実践できていないのは、どうしてだと思いますか。

（2）私の世代も含め、親の世代も単発授業で「性教育らしいモノ」を受けただけなので、「家庭での性教育」には、かなりの世帯差があると思われます。「悩む保護者」に講座を用意したらどうでしょうか。教育現場への側方支援になると思うが、どうでしょうか。

（3）これまで取り組めていないモノに取り組むわけだから、時間も人も取られることとなるので、これまで以上に現場を助ける手立てが必要だと思います。そのため、教育現場全体を見渡した上での支援が必要と考えます。例えば、教員の業務負担の軽減策として、「外部人材の活用」をしてはどうでしょうか。教材づくりや資料作成には「その道」に長けた人材を活用する。そのための予算をしっかりと付ける。

教員に余裕を持ってもらい、その「余裕」を「性教育の充実」などの「必要なのに取り組めていない」分野に注力できる体制を作るべきではないでしょうか。お答えをお願いします。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員の2つ目の質問に、まず私からお答えします。

八雲町の子どもたちが、性に関して正しく理解し、適切に行動をとれるようにすること

は、将来の生活をより良いものにする観点からも大切なことですので、教育委員会においては、国の考え方や動きを的確にとらえながら、性教育の充実を図ってもらいたいと考えております。

また、家庭における性教育に関しては、難しい面や保護者によっては不安もあると考えますので、教育委員会と学校が連携しながら、保護者の不安の解消や性教育の理解が深まるよう取り組んでもらいたいと考えております。

「外部講師の活用」については、専門家による指導が、子どもたちに分かりやすく伝わるといふ声が聞かれていることから、学校からの派遣要請に応えられるよう、総合病院の職員や町の保健師が相談士資格を維持するための講習会への参加費を負担するなど、性教育に関する指導力の向上に配慮してきたところであり、町としては、今後も、性教育の充実が図られるよう、必要な改善を行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 三澤議員の2つ目の質問に私からお答えします。

八雲町内の小・中学校における性教育は、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動できる能力を確実に身に付けることや、自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり望ましい人間関係を学ぶことが重要であるとの考えの下、児童生徒の発達段階に応じた内容を系統立てて取り組んでおります。

一部の学校では、先行的に子どもたちを性暴力の加害者、被害者、傍観者にさせないための指導を、文部科学省の資料「生命の安全教育」を活用しながら行うなど、指導の充実が図られております。こうした学校からは、近隣の学校に情報や指導資料を提供したり、性暴力防止に対する知識や態度を確実に身に付けさせるため、子どもたちの発達段階を考慮した指導方法について交流するなど、性教育の充実に向けた取組が進んでおり、教育委員会としても、こうした実践を町内の小・中学校に広げていきたいと考えております。

次に、保護者の研修機会の提供についてですが、各学校では、定期的に担任と保護者が意見交換する懇談等を行っており、そこでは、性教育に限らず、子育ての困りごとや不安についても意見を交わし、子育ての見通しや親としての接し方の理解を深めています。また、保護者を対象とした研修の場づくりは主に、PTAの中心的な活動となっており、昨今は新型コロナウイルス感染防止の観点から制限されることもありましたが、保護者のニーズに沿った内容で実施されています。教育委員会といたしましては、八雲町PTA連合会や各学校の単位PTAの性教育などの研修に関わって講師の紹介などの支援を行ってまいります。

3点目の学校への支援についてですが、八雲町では総合病院や役場などの専門性の高い助産師や看護師、保健師などの協力を得て、児童生徒にとってより分かりやすく、効果的な性教育の授業づくりに取り組んでいるところです。教育委員会といたしましては、こうした専門家が作成してくださった教材や文部科学省の資料などの効果的活用を働きかけるなど、各学校の性教育に関する指導の充実に努めてまいります。以上でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 僕の質問の悪い癖で、あちこち飛ぶということになるべく防ぐために、今回苦手のやり方ですが、（1）（2）（3）で区切ってみましたので、まずは（1）からやっていきたいと思います。

ここで前回の質問のときにも使いました、命の安全教育という文科省の取組について、あえて言葉で出したんです。これは教育長もこの要請は認めて、前回答弁いただいたので使ったんですけども、ここから僕はあのときもですね、この程度って言い方したんですけども、その背景にあるのはですね、文科省もかたくなに性教育って言葉を使わないということを選んでるんですね、命の安全教育というのは。文科省こういうの得意でね、男女平等というのを使いたくないから男女雇用機会均等法って、これ世界的にも不思議だといわれているんですけども、つまり文科省の指導の方針でいくと、いわゆる安全教育と謳って、リスク、いわゆる強迫していくって感じ、こういうことを気を付けないと危ないよねってことで教材を作っているの、それはそれですごく効果があると思うんです。いわゆるプライベートゾーン、水着で隠れるところは大事にしましょうねってところをしっかりと資料化してやるってことで、だけでも今やっぱり求められるのは、そういった強迫で攻めていくということも遅れている今の日本の現状では大事なんでしょうけれども、隠していたり、忌み嫌っていた性教育というのを前面に上げるには、幸せに繋がっていくんだというのを、自分を尊重してもらうこと、そして相手を尊重するということがいかに大切かということに入っていかなければいけないと思っているので、そういう観点ではやはりお互いの性の特長をしっかりと理解する、そしてその結果命が生まれるってことの経過についても、いわゆる歯止め規定で書かれているように、小学校の教育長には当然分かっているの、あえて述べることもないかもしれませんが、インターネットで見てる方、傍聴されている方に、あえて言葉として残しますけれども、教育指導要領に歯止め規定と書かれているのは、小学校の理科では人の授精、要するに受精というものを扱うんですけども、その受精に至る過程は扱わないものとする。中一の保健体育では妊娠の経過は取り扱わない。どういったかたちで妊娠してしまうのかは取り扱わないということになっているんですけども、これは今回の命の安全教育というものの資料作成にあたって、いろんな知見を会議のときに大学教授とかに来てもらって、委員の一人がかなり執拗に文科省に迫ったんですけども、歯止め規定であっても、各学校でその必要性があると判断すれば、指導することはできるという答弁が出ていますし、教育指導要領ってそういうものだっていうことを改めて述べたそうです、文科省の方も。

ただ、次の4点に留意してくれと。これは教育長の言葉の中にもありましたが、児童生徒の発達段階を考慮すること、学校全体で共通理解を図ること、保護者や地域の理解を得ること、そして集団指導と個別指導の内容を区別して明確にすることっていう、この4つの点は注意してくれれば歯止め規定は超えられると言っているんです。であれば、もっともっと教育現場で先生の手から、より具体的に生徒たちに教えることはできるのかなと思

っているんですけども、幸いなことに八雲には外部講師もいらっしゃいますから、その方と連携をとって先生自ら行わなくても、外部講師によってそこを補うって連携はとれているって解釈が、僕はこれまでの二回の質問で認識してたんですけども、でも実際にはなかなか進めていないということで、今回は今年の6月に扱ったものを、再度この時点でまた持ってきたと、自分としてはしつこさの極みなんですけれども、これをあえて持ち込んできた理由はですね、ちょっとまた話が長くなってしまいうんですが、国会でも注目されている旧統一教会の問題がありますが、いわゆる性教育の歯止め規定とは直接はそこに影響力とは言えませんが、そういった家族のあり方や男女の問題に関して、ずっと危惧されていた方は彼らの影響があるんだということは研究している方たちは随分前から指摘してたんですけども、やっと国会という場で少しですけども明るみになってきたというところを教育長にも分かってもらって、もっと堂々とこの性教育というものの、今日本が届いていないということの問題視して進めてもらいたいなという意味であえて緊急的にこの12月にもう一度質問させていただきました。

まだ(1)ではこの質問で答弁いただいた中には、なかなか実践できていないという私の感想に対して、どうしてだっって問いかけをしています、解決、こうしたらなんとかなるだろうとか、前に進むだろうって教育長の見解が僕は欠けていたように思うんです。ここまで命の安全教育ですらも実は本当は足りないものがあって、歯止め規定も乗り越えられる方策があると今指摘したわけですけども、教育長としてですね、もう一度、来年度から少なくとも今年度はこの時期まで来ましたから、来年度からは具体的に性教育というものがもう少し学校現場で扱ってもらえる、単発授業ではなくて、包括的な性教育ができるようにされるにはどうしたらいいとお考えでしょうか。教育長もやりたいと思っていると僕は過去二回の答弁で受け取っていますから、こういった問いかけになるんですが、改めて聞きたいと思います。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） ありがとうございます。三澤議員から今包括的性教育という言葉がいただいたと思いますが、確かにそのような考え方はあってですね、性教育の充実に関わっては、性の問題、そしてそれから性犯罪のような、性暴力のようなことが起きないように、これを包括的に教えていくことが望ましいという考え方があるのは私も存じ上げております。

私どもの今のスタンスということですけども、国においては今性教育については、やはり文部科学大臣も最近発言しているようですが、学習指導要領の今ある中で充実を図っていくことができるということでございます。私どもも三澤議員からも再三ご支援いただいている外部の専門家のお力を借りながら、そして学校の教員、そして養護教諭が頑張っておりますが、そういったものの総意でですね、性教育について子ども達に分かりやすい授業を充実していきたいと思っています。

そして三澤議員と違うところは包括的ではなくて、性教育ということと性暴力、これが

ないよというところが、国では今分けて取り組んでいますので、私もそのスタンスで取り組まなければならないなと思っています。その資料が命の安全教育という、先ほどからお互いに交わしている資料でございます。これはそういうことがあってはならないということで、国においてですね、横断的にそういうことに取り組もうということで、そして文部科学省においてはそういったことがないように、今までよりも踏み込んだ資料だと考えておりますが、それを活用して各学校においても取り組もうということで、議員から以前ご指摘のあった、令和2、3、4ということを強調期間に5年度からしっかりと取り組もうということでございます。

先ほど答弁させていただきましたが、そこにしっかりと先行的に取り組んでいる学校もございまして、それを広げていこうという学校の連携もございまして。ただ、もっともつとそこを充実させて、性に関して関わって、悲しいことが起きてはいけないというふうに、これは同じ思いでございますので、そういった資料を有効に活用してですね、その充実を図っていききたいという考えでございます。以上でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 僕もやっぱりリスクからやっぱり入ってきました。性教育の遅れに関しては。前回も話したとおり、旭川のあの不幸な中学生の自殺の事件、あのような背景があるというのはやはり女性に対しての考え方が著しく理解不足、男女というものに関しての理解が不足しているからあのような動画をとらせ、それを拡散するという、非常に彼女に対して辛い思いをさせたしまった、その背景にやっぱり性教育がもし充実していたらあのようなことが起こらなかったんじゃないかなと僕はそう思うので、やはりリスクから来る必要性というのも十分理解します。

教育長の答弁の中で八雲でも進んでいるところがあるってということがありましたけれども、北海道で一番進んでいるのは先月ですね、道新にも取り上げられましたが、札幌市立の柏中学校というところがびっくりするくらい、3年間で35時間性教育に充てているという、こういうことが可能なのかということで現場の校長さんにもちょっとお話をしたことがあるんですけども、無理だと、これはやはりモデル校だからできるとおっしゃっていました。ただ、いわゆる性教育っていうふうに限定して保健体育だとか、養護教諭の力だけではなくて、前回も指摘したように家庭科や総合の時間だとかを活用したら、まだまだ深堀はできるだろうと、そうもおっしゃっていましたので、八雲の中での先進地域の広く共有するというのも大事ですけども、もう少し先の目標として柏中学校のモデルなんかも、是非検討されていってほしいなと。

それで外部講師の方は本当にやる気満々なんです。ただなかなか八雲でも地方の学校は割と進んでるけれども、中央部分の一番人数の多いところでは、なかなか1年間のスケジュールの中で有効なところに入っていくかない。年度末にやっと入るみたいな、そういったやり方なので、できれば継続的に今年こういうことをこの学年で教えた、学年が上がって次の段階にはその子ども達にはこういったところまで教えていこうっていう、そういった

た義務教育の9年間で、どういうふうに関わるかってところまで、なかなかできていない単発の授業になっているということなので、是非、もう少し中長期的な視点も入れて、性教育の日本における遅れを八雲では少なくとも遅れてないってところまで行くには、そういった視点が大切だと思いますので、引き続き努力してもらいたいと思います、そういった長期の部分での視点をもう一度教育長のほうから、ちょっとお答え願いたいと思います。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 今三澤議員からもお話しいただきました、私どもですね、子どものこの教育に関しては、発達段階に応じてきちんと子どもが理解しやすい、そして理解しやすい時期に、適切な内容を指導していくということ、そこが大事です、述べておりますが、系統立てて順序立てて性教育についても指導していくことが大事だと思っております。

ですので、議員からいただいたご提案の、私ども考えてですね、小学校から中学校への繋ぎ系統立てる、こういったことも校長会や養護教諭会と相談しながら考えていきたいと考えております。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） ありがとうございます。

是非、そのようにお願いしたいです。でも答弁の中でちょっと僕もね、蛇足で一つ付け加えますと、発達段階に応じて個別適切につけて、僕も質問でそういうこと、これまでも言いました。でもある人に指摘されたんですね、たとえば国語、算数、理科、社会、子ども達の認識の違いがあるのに、どんどん教科書進んでいきますよね、そういう教科もあるんですっていうか、そういう教科は普通なのが学校生活の中において、なぜ性教育だけが発達段階に応じてというのが国も文科省もそこに躊躇するのかと、一方で大事な国語、算数、理科、社会については理解の度合いが違って、どんどん教科書は前に進んでいって、この矛盾も大事にしなければいけないのかなと。つまり義務教育の9年間、最低この義務教育の間には覚えてもらいたいものはしっかりとカリキュラムの中に入れていくということが、ほかの教科と同様にやっつけていかなければならないということを強く認識してもらいたいと思います。

では（2）、家庭での性教育について質問しました。このことの答弁では、PTA とかの活動のほうが相応しいんじゃないかってお話がありましたが、いわゆるこれも僕は先生たち、学校現場のカリキュラムが、スケジュールがタイトなわけだから、必要のところまで性教育を学んでもらうってことは家庭と両輪でいやっていけばですね、学校現場の負担が少しは軽くなるのかなと、一方でやっぱりわが子のことだから親御さんも心配されている方、無関心の方もいるかもしれませんが、そういった人たちにどうやって教えるのかってことに関してアドバイスもできるという意味で、面白い考え方だなと思ってるんです。八雲と

同じように、平成の大合併で生まれた八雲よりちょっと人口規模が多いんですけども、三重県東員町っていうところでは、自治体がですね、このお家の性教育ってことに関して、しっかりと講座を設けてやっていると例をたまたま新聞で見ました。武蔵大学の林教授の社会学の調査で、全国でアンケート調査1,877人が答えてくれました。第1子が2歳から15歳、ようするに幼児期から義務教育の範囲内のお子さんを持っている方に関してアンケートをとりましたら、プライベートパーツの大切さや月経のことに関しては約9割の方が、射精や性交、避妊の方法に関しては約8割のご家庭の方が家庭と学校、もしくは家庭で教えるべきだってアンケートで答えてるんです。だけど実際にあなた方の家庭はどうですかって問いかけに関しては、ほとんどができていませんって。やったほうがいいと思っ
ていながら実際は親もなかなかそういうことを教えられないと。どう教えたらいいのかわからない。そういう関係があるのかなと思うんです。これは少なからず八雲においてもそうだと思います。特に男親に関しては、なかなかできない。でも母親にとっては、男の子に関してはお父さんに教えてもらいたいというのがしっかりアンケート結果で出てきてるんですね、そういう意味では学校ばかり、これまで過去2回、僕は学校現場に頑張ってくれってお話をしていました。それで教育長からも頑張りますって答弁をもらってたんですけども、ここで一方でPTAを巻き込んで構いませんが、家庭で性教育の一役を担ってもらって考え方を、性教育の学んでほしい目標に向かっていくときに、家庭っていう応援部隊が入ってくると大分違うと思うんですね、是非そこはPTAがどうにかするだろうって投げ方ではなくて、逆にそういった応援してくれないかってかたちですね、家庭に働きかけるって意味で教育委員会主導というか、こちらから問題提起をし、同意を得てじゃあどういふふうな内容にしていこうかってことも外部講師の方々とも協議していけるんじゃないかと、一つ朗報を言いますと、外部講師の八雲でお世話になっている総合病院の木田さん、川村さんは、過去には保護者向けの協議もやってたんですって。だけど段々年数が経って来たら現場に対するケアだけで精いっぱいになっちゃって、そっち側は手薄になってるんですけども、できればやりたいんだってことも聞いています。是非ですね、そういうふう外部講師も準備ができてるのであれば、教育委員会主導で家庭も巻き込んで現場の支援ということで、お家性教育って考え方は改めてどうかなということでお尋ねします。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 家庭との性教育ということと存じますが、やはり私も三澤議員と同じような受け止めで、性教育について家庭でですね、親子が語り合うというのは、なかなか触れにくい話題、これが多分日本の家庭、八雲の家庭でもそれが続いているのかなと思います。多分保護者においてはですね、小学校中学校でどんな性教育が行われているかということも、多分わからない状況だというのは普通の家庭じゃないかなと思います。三澤議員がおっしゃるように外部の専門家のお力をお借りする、また、学校のほうからこれどうしても特にPTA役員と協議などを進めた上でのことになるとは思います、学校から

今行われている性教育だけっていうのかいろいろテーマの持ち方あると思いますが、そういった学校における教育状況、教育内容をお知らせするような機会も保護者、家庭にとつてこういったことを話題にして、そしてあってはならない、そういったことを防ぐ、こういったことも話題にできるというふうに繋がるかと思しますので、そういったところ周囲関係者と検討・協議してまいりたいと考えます。以上でございます。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 例えば来年度から（1）になりますが、命の安全教育って教材ができるわけですから、これをきっかけに、これはこういった教材ですってことを家庭でも分かってもらうということ呼び水にして、これだけでは足りない話だとかを、親御さんに現場の悩みも含めてお話しするとかってかたちで、始めやすい環境にはなっているのかなと思しますので、是非お願いしたいと思します。

それでは（3）ですけれども、（3）の答えがですね、町長、教育長もいわゆる性教育に関する外部人材の登用ってふうな狭い範囲で答弁されたように思します。このことに関しては先ほども例にあげました、総合病院の外部講師に関しては総合病院にも非常に協力してもらって、町の応援もありまして非常に環境は以前よりは出やすくなったと思します。この分野では僕は今の八雲町では十分だと思うんですね、だからこれ以外の職員室全体の先生たちの時間づくりという意味で（3）をあえて持ってきたわけです。

たとえば教材をつくるかっていうのは先生の視点は大事ですが、子ども達の見やすい、いわゆる画面上に出てくるいろんな画面のデザインだとか、そういったものを作るのに先生が技術的にやるよりも、長けた人材に外部委託して、アイデアと先生の構想なんかを伝えたら、一つのモデル作品を作ってもらえるだとか、一方で学校とかクラスの通信物なんかも、先生たちが全ての業務が終わったあとにコツコツ作っているという現実があるなら、SNS発信の部分もそれに長けた町内の人材に活用して、大まかな原稿を預けたら一定のものは作ってもらえる、そういった環境でその物理的な時間を先生たちにそちに充てるよりもほかに充ててもらおうって、そういった発想で作った質問なんです。今クロームブックが町内の学習環境でも完全に普及している状況だと思しますので、いろんないわゆる紙で家庭に渡したものなんかも、あの画面上でのデザインだとかというものになっていると思しますので、それに長けているのか長けていないのか、また、それに長けた先生だとしても相当数時間がとられるわけですから、外部に委託するということで、改めて予算を教育にしっかりと予算を付けるという意味で、そのお金は外にじゃなくて僕は八雲でできる人材がいると思うんですね。そうなったらお金は町内で循環しますから、有効だと思うので、そういった質問だったんです。改めてもう一度聞き直した上でのご答弁をお願いしたいと思います。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 外部人材を広く、そして外部人材の方が長けているのを学校で

も活用したらというご質問と思います。ご存じのとおり、学校においては今多くの特別教育支援員やスクールサポートスタッフや、特別教育支援員はまさに教育の内容を充実するために個人、個人、個別最適な形で持っていこうということで、そういった教育の充実でございますし、スクールサポートスタッフについては、職員室の教員のちょっと外にある、これをやっているとちょっと時間が足りなくなるっていう周囲の仕事していただく外部人材も入っていただいている状況でございます。教材の充実に関わっては一人一台端末を導入したときに、私たちかなり先進的だと思っておりますが、ご理解をいただいて AI ドリル、これが全員が学校でも自宅でも使えるように教材も入れておりますし、その通信費も町のほうで負担して行っている状況でございます。先生方は教材という面でまたは個人個人に習得レベルが違った際に、個人個人に合うように AI ドリルを活用したりしていますが、確かに一人一台を非常に活用できる先生は独自に教材を作って、そして児童生徒が分かりやすくって授業をしております。確かに時間は費やす状況です。

もう一方で、働き方改革を推進するということで、ある程度先生方に時間というものをきちんと管理しながらそういったものを取り組もうという状況でございますので、確かに無尽蔵に時間がないという状況でございます。そういったことを見て議員からもお話をいただいているんだと思いますが、そういったまた独自教材を外部の方のお力を借りて作る、こういったことの予算を立ててみてはどうだってお話ですが、また文部科学省で提示している資料、そして道教委で提示しているこの AI 資料なんかも有効に活用しているか、こういったものを見定めることが必要だと考えますので、そういったことも学校の状況をしっかり把握した中で検討に繋げていきたいというふうに考えます。以上です。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 教育に関心があるといっても所詮素人のアイデアですので、使えることと使えないことがあるというのは十分分かってはいますが、是非、教育現場に時間を作るって考えにおいて、広くアイデアを採用してもらえたらと思います。よろしく願いいたします。終わります。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） この性教育は三澤議員の質問は大変良い質問だと思っております。というのは、私たちの世代はどちらかと言ったら逃げてきたとかあまり触れてこなかったということで、これで三澤議員が何回か性教育で質問して私はしつこいよなとか、いろんなことを思いながら答弁考えていましたが、この八雲、私どうやったらいいか全然雲を掴むようなものですが、もしこの八雲町が性教育をきちんとできる町になったら子育てがしやすい、さらに移住・定住だとか、そして今八雲中にやはり特定技能者だとか、外国人の方々もどんどん入ってきていますので、これは未来のこれからの八雲町に、すごく大切なことだというのは質問を受けるのは今回特に強く受け止めましたので、先ほど三澤議員さんからも予算はってことでありますので、その辺はしっかりと付けていきますし、た

だ、どういうふうはこのやっていけばいいかは本当に日本一性教育のできる町というのも一つの売りかなと思いつきながら聞いていましたので、これから勉強させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○8番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（千葉 隆君） 三澤君。

○8番（三澤公雄君） 響いてくれて嬉しかったです。今の答弁とても嬉しく思いますが、監視の目は引き続きやっていきますので、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○議長（千葉 隆君） 以上で三澤公雄君の質問は終わりました。

次に、大久保建一君の質問を許します。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 三澤議員のおかげで、中途半端な時間がきてしまいました。よろしくお願いいたします。

まず一点目、DX推進を早急に始めよう。ということで、新型コロナウイルス対応において、地域・組織間で横断的にデータが十分に活用できないことなど、様々な課題が明らかとなったことから、こうしたデジタル化の遅れに対して迅速に対処するとともに、「新たな日常」の原動力として制度や組織の在り方等をデジタル化に合わせて変革していく、社会全体のDXすなわちデジタルトランスフォーメーションが求められている。

こうした認識において、国では目指すべきデジタル社会に向けた基本方針や関連法を既に示してきている。八雲町においては、自治体業務におけるDX推進の進捗状況は、どのようなになっているのか伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員のご質問にお答えします。

一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響により、オンライン会議やテレワークが一般的になるなど、社会全体でデジタル技術の利活用が急速に進んでおります。

また、国においてはデジタル技術を活用した業務改革、いわゆるDXを推し進めるための新たな機関として「デジタル庁」を発足させて体制の強化を図っております。

こうした状況を踏まえ総務省では、「自治体DX推進計画」を策定し、各自治体にデジタル技術を活用した一層の業務推進を求めており、当町といたしましては、人口減少や今後控えている役場新庁舎の移転建設を見据えた業務の効率化や、行政サービスをより充実させるための業務全般に及ぶデジタル化とともに、これらにあわせた抜本的な構造改革に取り組むことが重要であると考えております。

ご質問の当町におけるDXの進捗状況につきましては、まだ初期段階ではございますが、国の自治体DX推進計画に基づき、主にマイナンバーカードに関連した戸籍や税といった業務システムの標準化や、住民の利便性を高めるための行政手続きのオンライン化など、

あらゆる手法の中から、より効率的な方法を模索しながら業務を進めているところでございます。

また、町独自の取り組みといたしましては、昨年度からSNSであるLINE配信を導入し、広報活動のDX化も進めてまいりました。

今後につきましても公文書の電子化や電子決裁の導入、業務システムのクラウド化によるテレワークなどを積極的に推進しながら行政改革に繋げていきたいと考えているところでございますが、何分、DXの推進には多額の経費が伴ってまいりますので、全庁的に優先すべきデジタル活用事項を見定めながら、最善の方法により順次導入を検討してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 私もデジタル化のこの質問を考えたときに、大した私もデジタル化に詳しくないんです、ですけれども勉強しました。なのでもし私の認識が間違っていましたら、どんどんそれは指摘してください。

それでは質問します。町長から積極的に取り組んでいかなければならない的な回答がありました。総務委員会のほうにはまだ具体的なスケジュール、組織・体制等示されていないんですけれども、その辺は取り組まれていないのでしょうか、その辺を委員会に説明というか、していただける時期というのは、どれくらいとお考えなんでしょうか。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（千葉 隆君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） まず、国のほうでDX推進計画のほうを策定しているところですが、現在当町のほうのDX推進計画も追々作成していかなければならないと考えているところでございます。現在、総合計画の中間見直し作業をしている段階でございますが、その中間見直しの新たな後期計画の中でもDXの推進を主要政策と掲げておまして、一応、令和5年度の早い時期に具体的な推進計画となる全体方針を策定していきたいと考えているところでございます。

また推進の体制でございますけれども、DXのこの推進体制については、現在まだ検討中でおしまして、当町では現在我々政策推進課に情報政策係が独立し、部門として設置されておりまして、ここが主たる担当部局として施策を推進しているところでございます。

しかし、やはり実際に自治体DXは幅広い分野に及ぶものでございますので、我々部署だけではなくてですね、各部門がそれぞれ業務の中でDXを意識して進めて行かなければならないと考えているところでございます。

そのためには、やはり人材育成、職員の教育というのが不可欠ですので、今後こういった部分を徐々に検討していきながら、来るべきときにですね、常任委員会等で報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） ありがとうございます。令和5年度に全体の方針だとかそういうものが示されてくるということなんですけれども、課長がおっしゃったとおり、デジタル化やる上では人材、そこが一番大事になると思うんですよ。それともう一つ大切なのは、町長はじめとする管理職の意識の改革だと思うんですよ。それに向けての勉強会なり講習会、そういったものは今の段階から進められているのでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、本当にデジタル化というのは私も絶対に必要だと思っています。ただ、この新庁舎を作ってからとか私どもいろいろ考えていましたが、ここにきて、できるところからやろうというのは大分考えが変わってきました。

特にこのコロナが収束しないんですけれども、移動制限がなくなってから、民間企業に結構訪問しながらいろんな打ち合わせをしています。民間の社員もパソコンを持ってきてそれで説明を聞きながら、またメモも取ると、我々用紙持って鉛筆で書いていて、私が連れて行った職員も、町長これなら私たち恥ずかしいって状況になってきていると。さらに民間企業も一部の自治体もそうですけれども、専門の自分の机はないと。パソコンを二台持ちながらそれでどんどんやっていくと。まして私も答弁見えていますけれども、こんな状態はもうないだろうと。いい加減、タブレットかパソコンを持ってきて、新しい庁舎になると、できるとしてもノートパソコンでもみんな持っていきながら、これで答弁すると。先ほど言ったとおり、できるところから私はやるべきだと思っています。特に、予算書もこんなに厚い予算書をだいたい持ってきながら、さらにやりながら変更もありますよね、それもですね、一回一回ペーパーで、あんなのパソコンだったら一発で検索も楽だし、考えたらですね、どこからというのはちょっと私も取りかかるのはまだありますけれども、ただ今我々やりやすいのはですね、今泊川にリングローさんに入っていて、ノートパソコンも本当に市販の3分の1くらいで手に入ったり、いろんなことを今考えていますので、今人材も何とかこのデジタルに通じた人材をですね、確保しようと思いがながら、先ほど課長から話があったように、なるべく早くデジタル室なり課を設けて進めたいと、そんな思いでありますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 町長の意識の高さを今聞かせていただいて、大変心強く思います。町長の言うとおりに、新庁舎ができてからとか、ハードが整ってからだとか、そういうことではまずないと思うんですよ、私も。ただ町長の認識の中でちょっと違うなって思ったのは、デジタル化は大事だと言ってはいますけれども、デジタル化があって、デジタル化をしたために仕事の流れが変わるといったところが、仕事全部が変わってしまうってことが、DXってことだと思いますので、今からできることとしたら、どの辺を変えていくのか、何の仕事が必要で何の仕事が必要じゃないのかということも大変必要になってくると思いますので、その辺の考え方の幹部職員の講習会や勉強会を早急に始めたほうがいいの

かなって私自体は思っています。

それと町長の口からも出ましたリングローさん、今回そのデジタルトランスフォーメーションの推進計画、国で出したやつを見ますと、組織体制づくりの中で、CIO っていう役職がありまして、CIO 補佐官という人を外部から専門的な知識を持った人を任命するべきではないかって推進計画がありますが、是非ともそのリングローさんなんかを活用してですね、やったらいいんじゃないかなと思います、その辺いかがでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 大久保議員ですね、私もそう感じていますし、管理職から勉強会はもちろん、まずは担当課がやっぱり人数を少し増やさないとならないと思っていますし、できるところからやりたいというのはもちろん思っています。確かに勉強もしながらですね、私はそのどんなことが多分デジタル化になるともっと人員削減だとかも入ってくると思います。ところが私一時、お金と人は増やさないといけないと思っています。というのはペーパーからペーパーレスにして、もっと効率よくデジタル化するときには、多分もっと人も倍は必要ないと思いますが、ある程度の人材も人もいなければ返還できていけないと思っていますので、その辺、ただいつも言っていますけれども、職員がまだまだ足りないということで、なんとか職員を増やししながら、またこの専門的な職員も募集していきたいと思っています。そして、この新しい庁舎ではなくてやれるところからと大久保議員と同じ気持ちでありますので、やれるところからやっていきたいと思っています。

今特に私たちが一番無駄だなと、このペーパーですよ、このペーパーが無駄なので、その辺来年はノートパソコンも余分に買って、職員に持たせたり管理職に持たせながらタブレットにしてもある程度の個数を揃えて、災害にも利用できると思っています。結局行った職員が動画をとったり災害状況をそのままこっちに送ってくるということも、だから今その情報政策室と災害のその辺も合併したような、そんな課も必要じゃないかと協議していますので、大久保議員がおっしゃっているとおり、特に私も勉強させていただきながらですね、これからいろんな計画を立てていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 人が足りないというお話も出ていましたが、もう民間企業だとか、ある程度大きな自治体なんかでいけば、AI とか PRA なんかを活用してですね、それを活用して人がいらなくなったら減らすんだというのではなくて、そこで省略されたから人材をほかのことに使えと、自分で考えて判断しなければならぬことは人間がやるけれども、機械が代わってやれることは全部やるということをどんどん進めているみたいなので、八雲町もその辺は今からできると思いますので、どんどん、ただ自分たちでやるといったら大変ですので、外部の力を借りながらやっていただきたいと思っています。

それと八雲町においてちょっとお聞きしたいんですけども、今回コロナが蔓延しまし

て、八雲町内でも町職員でも感染した方がいらっしゃると思いますし、感染していなくても家族がなって出社できないような状況になっていると思います。その際にテレワークというのは実際に行われたのでしょうか。もし行われたのであればその状況だし、行われてないなら、なぜ行われないのか、その障害となっているものを教えてください。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） テレワークの件ですけれども、コロナになってからですね、コロナにかかった職員等がいますので、その職員に関しては、自宅にパソコンを持ってもらって、それでテレワークをするということ始めております。ただ、全庁的にコロナ以外でテレワークってことではなくて、コロナを理由としてのテレワークということを実施しておりますので、この辺コロナ以外でも今後例えばテレワークというのは本当に役場として認めていくのかという問題もありますので、その辺は十分にちょっと吟味しながらやっていきたいと思っておりますけれども、コロナを理由としてのテレワークはもう実施しております。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） それがオンラインかオンラインじゃないのかって問題もあるでしょうけれども、できる環境にあるという判断でよろしいんですね。

○総務課長（竹内友身君） 議長、総務課長。

○議長（千葉 隆君） 総務課長。

○総務課長（竹内友身君） 業務はできる体制ではあります。ただ、やはりその必要な情報というのが個人情報なりそういったものが多いものですね、持っていけないようにするとか、今まだ紙が主流ですので、そういった資料を自宅に持ち帰ってやるといった場合にやはり個人情報の問題とかもありますので、その辺の課題整理は必要だと思いますが、テレワークができるかできないかの環境がどうかと言われたらできる環境ではあります。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 12時過ぎてしまいましたが、テレワークができる環境にあるなら、コロナに限らずこれからいろいろ働き方改革だとか、いろんなことが出てくると思います。町長の言うように自分のデスクもなくしていろんなところで働くという働き方もあるでしょうし、是非ともやれることは早急に進めていただきたいと思っております。

これを調べて質問考えてたときにいろいろ自治体の進捗状況とかを調べてたんですけれども、一番進んでいないのが議会のDXらしいんですよ。ならばその辺は議会も今DX推進チームを作っております、その推進チームのリーダーということで、知識のない私になっておりますので、是非とも来年度から始めることもあるみたいなので、一緒に八雲町議会も進めて行きたいと思っております。

町長の言うとおりの、議会のペーパーも非常に無駄だと思っております。やれることはや

れるところからどんどん進めたいと思いますので、よろしく願いして一問目は終了したいと思います。

○議長（千葉 隆君） 暫時休憩いたします。

再開は、1時10分といたします。

休憩 午後 0時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（千葉 隆君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。大久保建一君の質問を許します。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 八雲町には、物産の発信基地と観光拠点として道の駅は必要。

ご存知、道の駅は、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、この3つの機能を併せ持つ休憩施設であり、北海道には127駅、全国では1,198駅と、平成に入ってからできた制度が今や、観光客やその地域の住民、地域の物産販売にとっても必要不可欠なものになっています。

また、近年では、防災拠点となるもの、子育て応援施設の併設されたものなど、様々な形の道の駅が誕生しています。

八雲町は、道南の大動脈である国道5号線と日本海側をつなぐ国道277号線を繋ぐ交通の要衝でありながら、道の駅がないのはとてももったいない話である。

是非、「道の駅・やくも」の設置に向け検討を始めるべきと考えるが、考えを伺います。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） それでは大久保議員の2つ目のご質問にお答えします。

「道の駅」は、道路利用者の安全で快適な道路交通環境を形成するとともに、地域の振興に寄与することを目的として、主に市町村が設置者となって、地域の創意工夫により道路利用者に快適な休憩と、多様で質の高いサービスを提供する施設であり、近年では、地域におけるにぎわいの場として注目されているほか、設置場所によっては避難場所としての活用も期待されているところであります。

「道の駅」として登録を受けるためには、国への登録申請が必要で、休憩目的の利用者が24時間利用できる十分な容量を持った駐車場、清潔なトイレ、授乳やおむつ交換が可能なスペースを備えるとともに、道路や地域の観光情報サービスなどを提供するなどの条件を満たす必要があり、また、設置や管理運営に係る費用は市町村が負担することになります。

地域振興への効果が期待できる一方で、多くの「道の駅」に共通する課題もあるものと考

えております。

現在、八雲町では、近隣町を含めた地域の物産販売や観光情報の発信を行うアンテナショップとして、平成 26 年 4 月に道立公園噴火湾パノラマパーク内にオープンした「情報交流物産館丘の駅」が多くの方々に利用されているところであり、エリア内は 24 時間の利用はできないことや、月曜日が休館日であることを除いては、「道の駅」と同様の役割を担っているものと思っております。

しかしながら、2030 年度末の北海道新幹線札幌延伸を見据えると、八雲町に駅舎が整備されることもあり、国道の交通量が増加する可能性も考えられることから、「道の駅」設置の必要性については、「丘の駅」との関係や費用対効果なども踏まえ検討したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○4 番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4 番（大久保建一君） 一発目から町長から検討したいという答弁があったので、もうこれ以上あまりということないかなと思いますけれども、是非検討していただきたいと思えます。丘の駅に関しては、私も似たような観光物産振興という意味でいけばあるとは思いますが、何分対象が違うかなと、かたや国道とかたや入り込む人達の大半は高速道路利用の方々になりますし、やはり道立公園内あるということで、様々な制限を受けているということを見ると、やはり道の駅があるのが一番いいのではないかと思います。

それと立地上のメリットというか、八雲町には追い風があると思っておりますので、先ほど言ったように、国道のぶつかった交差点であり、今現在でいけば南でいけば森、北側でいけば室蘭側でいったら豊浦までないと、5号線上でいったら黒松内までないと、それぞれ道の駅から道の駅の間は一時間半以上かかるのではないかなと思いますので、是非とも考えていただきたいというのがまず一つ。もう一つは私は交通安全上の役職も受けていますが、八雲では数年に一回大型な事故があります。死亡事故につながるような。それで今現在八雲町内、バイパスが片側二車線になっていて、ある意味追い越し場所になってるんですね。それが大型トラックなんかだと、信号で止まれないような状況のスピードになったりすると。なので、道の駅一つできることによって、そういう走行スピード、平均スピードを落とすことも、そういう効果もあると思っておりますので、交通安全の意味合いからも是非とも考えていただきたいと思っておりますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（千葉 隆君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 私もこの道の駅については十分必要だと思っております。ただ大久保議員さんの質問にもあったとおり、やはり防災道の駅、避難所になり得る道の駅というのも大切だろうと考えるとですね、どうしても今のバイパス沿いは、ほとんど浸水区域になるということを見ると、やはり先ほど 277 号線、これから新幹線ができる、そうすると、この頃真剣に考えていますけれども、多分、森、砂原、鹿部、南茅部、大沼あたりは新幹線で札幌方面行くときほとんど八雲に来ると。先日、鹿部やあの辺の方々と話したと

きに、北斗にはいかない、こっち来ると言うことはほとんど言っていますので、多分この5号線から277号線、つまり今我々が役場庁舎を建てるですね、あの線に入りながら新幹線の駅に行くということになるだろうと。

更に、せたな、今金、あの辺は、関東方面に行くときはこっちに来るとさらに乙部や向こうの方々も全て八雲に来ると考えたら、ほとんど車で入ってくるって考えるのと、さらに先ほど言ったとおり、避難、防災道の駅を検討しています。特に場所は今検討しているのは役場庁舎のところと検討しています。これはどうしてかという、あそこは浸水区域でないということと、徳川公園を整備しますが、これも防災公園、防災道の駅と連動したもので考えていますので、ただこれはまだまだ計画段階で、議員の皆さんと早めに資料を提供しながら意見を交換していきたいと思っています。是非、この道の駅は私も必要だと思っています。さらに物産を売るものも、例えば、退職した方がちょっと畑を作ったと、そういうものを売れるような場所や、ちょろっと漁師の方が魚を捕って干したものなんかも身近に売れる場所を作ったほうがいいだろうってかなり思っていますので、これからも議員の皆さんや商工業者、町民の皆さんと意見を交換しながら道の駅を実現したいと思っていますので、よろしく願いいたします。

○4番（大久保建一君） 議長、大久保。

○議長（千葉 隆君） 大久保君。

○4番（大久保建一君） 力強い答弁ありがとうございました。

町長はもう一期やるのかどうか分かりませんが、できれば今任期中に何かしら形になるような進行具合でやっていただきたいと思います。また、ただ場所については、私は町長に賛同できないと思っています。やはり国道5号線というものを利用した上で、なおかつ防災にも強いところを選定したほうがいいかと思っておりますので、是非ともその場所検討には、議員側もお話ののせていただけるよう、お願いして質問を終わります。お願いします。

○議長（千葉 隆君） 以上で大久保建一君の質問は終わりました。

次に倉地清子さんの質問を許します。

○11番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11番（倉地清子君） では、よろしく申し上げます。

不登校児童生徒の支援について。令和4年10月27日に公表した文部科学省の調査によると、令和3年度の義務教育課程の不登校児童生徒は、前年度より4万8,813人と増加し、24万4,940人となっています。八雲町においても不登校児童生徒の数は、少ないとは言えない状況と思われ。不登校の理由はそれぞれ、「友人関係」「勉強がわからない」「先生との関係」など、学校生活を巡る問題が不登校のきっかけとなった子どもたちが多く、一方で、「不安感」「生活の乱れ」「家庭の状況」などを挙げる子どももいることから、不登校の理由が複雑化しています。

傾向としては、不安など情緒的混乱で「学校に行きたくても行けないタイプ」、人間関係がうまく築けない「人間関係によるタイプ」が多くなっています。また、不登校の子ども

の中に発達障害がある児童が増えてきているという指摘もあります。

特性のある子どもに対する理解は、社会全体として進みつつあるものの、一般的な小学校や中学校では、適切な指導や支援がまだまだ不十分なこともあり、そのため、それぞれが抱える課題を克服できず、友達関係がうまく築けなかったり、勉強についていけなくなったりなどの問題が生じ、不登校になってしまうケースが増えています。

このように、不登校の子ども達には様々な背景があるため、保護者も含め、支援も個々に合わせた内容であり、学校復帰に限らないそれぞれにあったサポートの在り方が求められています。八雲町は、児童生徒の心のサインに気づき未然に防ぐことも含め、不登校児童生徒や保護者への支援について、どのように取り組んでいるのかを伺います。

(1) 登校を渋るようになってきている児童生徒、様子に変調が見受けられるような児童生徒には、どのような対応をしているか。

(2) 登校できなくなってしまった児童生徒、保護者との関わりは、どのようにしているか。

(3) 不登校の理由は様々で、一人ひとり様々な対応が必要だが、個々の支援に対し、十分な対策はなされていますか。よろしくをお願いします。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 倉地議員の質問に私からお答えします。

まず、不登校に陥る状況の早期発見、早期対応についてですが、現在、各学校では不登校を含む問題行動全般に対し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の3つの視点で組織的に取り組んでいるところです。未然防止の取組では、児童生徒が自分らしさを発揮し活躍できる場の設定や、良好な人間関係づくりなどを推進しています。早期発見の取組では、日常の観察だけでなく、定期的な教育相談を実施したり、担任だけでなくスクールカウンセラーや養護教諭などを活用したりして、児童生徒が相談しやすい体制で、小さなことでも相談できる環境づくりを推進しており、それらから得た情報を全教職員や、必要に応じて保護者や関係機関へも伝えるなど、情報共有にも努めています。また、児童生徒の欠席については必ず、保護者と連絡を取り合い、児童生徒の状況を確認したり、正当な理由があっても一定期間欠席した場合は、家庭訪問を実施するなど、早め早めに対応しております。

次に、登校できなくなった児童生徒とその保護者への対応ですが、倉地議員のご指摘の通り、不登校の原因は多種多様です。そのため、一人一人に寄り添うことを大原則とし、原因を究明して、対策を立て、児童生徒への対応や働きかけの仕方について、学校と保護者が共通理解をして、児童生徒が学校生活や自身の生活の向上に意欲を持つことができるよう支援しております。また、保護者への対応や支援を要する場合は、子育て支援センターや民生委員などの関係機関と連携を取り、対応しています。

3点目の不登校対策についてですが、これまでもこの場で申し上げてきましたが、保健室や相談室などの別室登校や、短時間登校など一人一人の状況に合わせた登校しやすい場

づくり、1人1台の学習用端末を活用したオンラインによる学習機会の提供などを実施し、不登校児童生徒と社会との絆を保つことができるよう支援しています。また、八雲町ではゲームや動画視聴による生活リズムの乱れを原因とする不登校が多いことから、保護者と解決に向けた連携を図っています。

残念ながら、学校に登校するという結果には結びつかない児童生徒は少なくありませんが、昨年度、中学校を卒業し高校に進学した不登校生徒のほとんどが、不登校を乗り越えて、自分の目標を持ち、充実した高校生活を送っていると伺っており、これも小・中学校における取組や働きかけが、子どもたちの意欲をつなぎとめているのではないかと捉えております。

こういったことから、教育委員会といたしましては、今後も、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの将来を見据えた自立を目指し、個々に応じた粘り強い対応と魅力ある学校づくりに向けた各学校の教育活動を支援してまいります。

○11番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11番（倉地清子君） ありがとうございます。

今から1番から3番までの答弁に対しまして、重複すると思しますので、ちょっとまとめて一括で質問させていただいてよろしいでしょうか。

まず先ほど早期発見、早期対応について述べていただいたんですが、やはり私0から勉強させてもらったんですが、スクールカウンセラーの存在というのが、すごく重大な意味を示す方なんだなということを実感しまして、児童生徒へのカウンセリングや教職員、保護者の助言なども行ってくださったり、生徒の心の悩みの深刻ないじめや、不登校などの問題行動の未然防止とかに繋がっていく、大変重要な役割を示しているということを知っていて、ちょっと厳しいことなのかなと思うんですけども、ほかの地域では課題の中にスクールカウンセラーの存在というものが、相談者が増加傾向にあるために、相談時間の確保を優先しているために、研修時間の確保に苦慮しているとか、または限られた時間の中でスクールカウンセラーの効果的な活用方法の確立を課題に挙げている学校が多いようなんですが、教育長は八雲町としてはこの辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課参事（小林卓也君） 議長、学校教育課参事。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 倉地議員の今のご質問に私のほうからお答えさせていただきます。

スクールカウンセラーの活用という視点ですが、現在、八雲町の小中学校では、スクールカウンセラーの拠点校配置ということで行っています。つまり全ての学校に常設という形ではなく、数名のスクールカウンセラーが必要に応じて各学校を訪問するというかたちで行っております。

その仕組みといたしまして、各学校で児童生徒数、そして児童生徒の実態に応じて、必

要となる時間の要望をあげます。それに応じてスクールカウンセラーを配置すると、派遣するということなかたちで行っており、現在、各学校から出されている要望、時間、日数に対しては十分に答えきれているというふうに捉えております。以上です。

○議長（千葉 隆君） カウンセラーの研修。

○学校教育課参事（小林卓也君） すみません、失礼いたしました。

カウンセラーが実際に各学校に入りましたら、基本的には子ども達とカウンセリングをするという活用の仕方をしておりますが、子ども達のその時々様子によっては相談がないというような時間帯もかなり多くあります。各学校では相談の要望に応じて時間を多めに要望出してるんですけども、そういった相談時間がないというような実態もあります。そういった時間にスクールカウンセラーが各教員に対して資料を提供したり研修の場を持つたりということで、研修、相談を総括的に行っております。以上です。

○11番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11番（倉地清子君） その相談の時間の無い時間のときに有効に活用したりということですが、この十分に時間や人も間に合ってるということによろしいでしょうか。カウンセラーについてですが。

○学校教育課参事（小林卓也君） 議長、学校教育課参事。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 今のご指摘のとおり、学校からの要望には十分答えきれていると捉えております。以上です。

○11番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11番（倉地清子君） 十分と今おっしゃいましたけれども、相談できる人とできない人とやっぱりいまして、それで相談者が少ないって感覚というのは、またちょっと違う見方をしたいんですけども、その研修もそうですが、ほかの学校の事例で見ますと、カウンセラーと教師が共同授業を行うことで、生徒がカウンセラーの姿を間近で見ることができて、その対応を直接先生もだから丁度良くカウンセラーの対応だったりも見ることで、すごく授業が良くなって環境も良くなったと聞いております。

そのように、十分かどうかというのはちょっと私の中では不透明かなと思っているんですけども、そのような授業とかそういうことをこれから行うってお考えはありますか。されているとは思いますが、その授業も十分にされている状態でしょうか。

○学校教育課参事（小林卓也君） 議長、学校教育課参事。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課参事。

○学校教育課参事（小林卓也君） 今の倉地議員のご指摘ですけども、授業への活用ということなんですが、実際に授業に入るということは聞いておりませんが、スクールカウンセラーが、たとえば道徳の指導でこういうような資料を使ってってこういう資料の提供、教材の開発に関わっているというところはスクールカウンセラーの活用として各学校

から報告があげられています。以上です。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） 各学校とかの情報によると、スクールカウンセラーの人材自体がなかなか確保できないっていうふうに知りまして、やはりどこでも人材が足りない中、八雲町は今現在3名いらっしゃるということで、これはまた凄い確保の仕方をされたなと思っています。その立派な結構話も聞いていて、立派なスクールカウンセラーと伺っておりますので、是非、その方の力を借りて授業に盛り込んで子ども達に相談しやすいというところがわかるようなかたちをどうか作っていただきたいと思うんですけれども、それは可能でしょうか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） ただいまご指摘いただきましたスクールカウンセラーの確保と、そしてその方々にご協力いただいて、より充実した教育活動ということでございますが、おかげさまで八雲町には優れたスクールカウンセラーの方、令和4年も一人ご協力いただいている方がおります。そういった方々のお力をお借りして、子ども達、不登校に関するご質問でございますけれども、義務教育段階から子ども達が将来に向かってどのような力を付けていくか、総合的にサポートいただくスクールカウンセラーという役職で行っていただくか、また、違う立場でということもあるんですけれども、そのような方々に新しい学校への協力をいただくと、こういったことを是非考えてみたいと考えております。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） ありがとうございます。

欲を言えばですが、学校、単体もそうですが、3名いらっしゃるスクールカウンセラー同士、やはりこの事例研修だったり、情報共有をまたしていただいたら、八雲町の学校の子ども達が、全て情報を一緒になっていいのではないかなと、ちょっと言葉が足りなくて説明できないんですけれども、そのようにしていただけたら嬉しいんですが、どうでしょうか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） おっしゃいますとおり、スクールカウンセラーの方々にもそれぞれ、得意の分野があると思います。ですので、その方々が情報を当然個人情報を中心に管理できる方々ですので、そういった方々に共有をしていただくことによって解決策がもっと見えてくるとか、こういうことも考えられますので、議員のご提案も私ども一緒に考えてみたいと思います。以上でございます。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） 教育長私の言葉足らずを全部フォローしていただいてすごく助かりました。ありがとうございます。

その今いらっしゃるスクールカウンセラー、すごく重要な位置にいるというか、今を大切にしたいなという部分でお話させていただきたいんですが、この今いるうちに優れた人材を今後継続できるように、人材育成ができるかたちをどうにかできないかと思っているんですけども、その辺は考えていらっしゃいましたか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） スクールカウンセラーの活用授業、道でも町でも行っております。どちらかというところだけの資質や能力を兼ね揃えた方々に協力をしていただくという今までの仕組みでございますが、今の方々の力を借りて、どの程度、今また別にいらっしゃるそういうことに興味のある方々のお力を高めていって、スクールカウンセラーのようなかたちで協力していただくか、ちょっと私も想定が難しいところですが、そういったこともカウンセラーの皆さんと意見交換をさせていただくと、こういったことも必要かなと考えましたので、そういったことも具体的に進めてみたいと考えます。以上でございます。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） ありがとうございます。そうですね、教職員とカウンセラー、そして児童生徒と一緒に学びの場になる、そこができればいいなと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

この話は学校内の話でしたが、次に学校外のことについて触れさせていただきたいと思いますが、学校に行きたくても行けないとか、どうしても学校に来れない子の、第三の居場所や悩んでいる保護者の相談場所がどこかほかにもございますでしょうか。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 学校外で相談できる場所があるかということだと思えますが、八雲町では、子育て支援センター、発達支援センター等々にも相談できるようになっていますので、そちらを活用していただけるようにPRもしております。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） ありがとうございます。子育て支援センターというお話が出たので丁度良かったんですけども、PR というのは教育委員会から何かされているということでしたもんね。そのPRの仕方を教えてください。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 町としては広報での折り込みチラシの配布、それから学

校においては学校だより等でそういった機関がありますということをPRさせていただいております。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） 子育て支援センターというのは、子育てということですから、年齢対象というのが子どもですよね、それでそこに不登校の方が行けるっていうか、そこで学習指導とかはできるようなにはなっているんですよね。勉強したいけれども学校にいけないというお子さんがいらっしゃいます。その方がもし行ったら学習指導というのはできるんですよね。

○学校教育課長（三坂亮司君） 議長、学校教育課長。

○議長（千葉 隆君） 学校教育課長。

○学校教育課長（三坂亮司君） 子育て支援センターでは、教員の資格をお持ちの方もいらっしゃいますので、ある程度は個々の学習の部分にも対応できているというふうに聞いております。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） じゃあ教員の資格がある先生がいるということで、指導を受けられるんですけども、その方が何件か今まで相談とか学習指導を行ったって結果はありますか。あれば教えてほしいんですけども。

○住民生活課長（石黒陽子君） 議長、住民生活課長。

○議長（千葉 隆君） 住民生活課長。

○住民生活課長（石黒陽子君） 子育て支援センターにおきまして、学習指導等に関しての質問かと思うんですけども、今年度に関しましては、今のところはおりませんが、昨年度に関しましては不登校児童に対して、フリースクールではございませんが、フリースペースを活用しまして、指導を行っているところであります。また、不登校に関しまして、広報のほうでも周知させていただいているんですが、月に一度ずつ親の会というものを開催しておりまして、保護者の方たちが気軽に相談のできる場を設けております。以上となります。よろしく願いいたします。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地君。

○11 番（倉地清子君） 教育長が先ほど情報共有しているというお話でしたけれども、それは連携というかたちの意味でいいんですよね。情報共有し。よろしいですか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 情報共有というワードですけども、私倉地議員からお話がありました、スクールカウンセラー同士も情報共有したほうがいいというお話でしたので、そういったことも考えてみたいということでお話ししました。

また、別な情報共有として、学校・教育委員会、そして子育て支援センター、そういったところと当然情報共有、必要なときには図っております。どちらかという、子どもが学校に上がるとですね、子どもとそして保護者ごと教育委員会と学校教育でよろしくってことがなりがちなんです、私ども八雲町の場合は、本当に横の連携をしっかりと取らせていただいで、そういったところをみんなで専門的な知見を活かしながら相談させてもらいながら家庭のフォローをしているところでございます。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） ありがとうございます。

情報共有ということのお話でしたけれども、子育て支援センターと教育委員会が連携するとかたちで言わせてもらいますと、スマイルメールやそういうチラシとかを広報で入れてくださったり、12 月のホットサロン開きますとか、そういうことをおっしゃってるんですよね、そういうところに、できればその指導者の先生、小室先生がすごくやっぱり受け入れますよって和やかな雰囲気先生でいらっしゃるので、ちょこっと小室先生、私がいまして感じのことが盛り込まれていたら受け入れやすいというか、利用しやすい感じになるのではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

もう一個いいですか。質問は同じ質問なんです、例えばスマイルメールに書かれたのが、子ども向けのものになるんですが、可愛くていいんですが、どうしても八雲町民って小さい子どもが利用できる場所ってイメージがどうも強いようで、これ町民の声なんです、なのでイメージとしたら例えばですが、ここに支援センターではこういうことをしているってこと、裏に教育委員会ではという感じで、共同でやっていますってかたちのチラシがあっても良いのかな、これからさっき大久保議員が DX の話をしたばかりで申し訳ないんですが、紙なんです、そういうかたちのお知らせ方法もいかがでしょうか。

○教育長（土井寿彦君） 議長、教育長。

○議長（千葉 隆君） 教育長。

○教育長（土井寿彦君） 二つご質問があったと思いますが、一つその力のある職員のその持ち得ている知見などを有効に活用しようというのは大事な視点だと思います。

私ども教育行政、そして行政を進めていく中で、そういった個人の力を本当に大事にしているのも大事です、チームとしていろんな知見のある方々が問題を抱えている、課題を抱えている家庭なり子どもなりをサポートしていくのも大事だと思いますので、私の見解ですけれどもチームで総合力を持って支えていくということが大事なのかなというふうに思っております。

それから今、たとえでチラシというふうにおっしゃった二つ目でございますが、議員ご指摘のとおり、やはり文書についてもどちらかという縦割りで自分の分野だけでこういうふう発信するのではなくて、町民から見てそれ一枚でわかる、ワンストップまでとは言いませんが、それ一枚で多くのことが分かるような、そういった情報発信が大事だと思いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

○11 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（千葉 隆君） 倉地さん。

○11 番（倉地清子君） まずは一步一步からということでお話させていただきました。ありがとうございます。

来年の4月に開始される第二期教育推進計画ですが、ここにも開始される計画については、不登校についてのことが盛り込まれておりますよね、ここも前回よりも一歩進んだかたちでやっていただけることを期待して、今日は拙い質問でしたが、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（千葉 隆君） 以上で、倉地清子さんの質問は終わりました。

◎ 延会宣告

○議長（千葉 隆君） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。本日は、これをもって延会いたします。

次の会議は、明日、午前10時の開議を予定いたします。

[延会 午後 1時52分]